

○委員長（山田宏君） ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、佐々木さやか君、若松謙維君及び柘植芳文君が委員を辞任され、その補欠として秋野公造君、竹谷とし子君及び衛藤晟一君が選任されました。

また、本日、秋野公造君が委員を辞任され、その補欠として下野六太君が選任されました。

○委員長（山田宏君） 児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、四名の参考人から御意見を伺います。

御出席をいただいております参考人は、認定特定非営利活動法人児童虐待防止協会理事長・特定非営利活動法人子どもセンターぬづく理事津崎哲郎君、浜田・木村法律事務所弁護士浜田真樹君、全国児童家庭支援センター協議会会長橋本達昌君及び特定非営利活動法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス ユース・レブレゼンタティブ・特定非営利活動法人Givin g Tree相談員（ユース担当）畠山麗衣君でございます。

この際、参考人の皆様に一言御挨拶申し上げま

す。 本日は、御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様から忌憚ない御意見を頂戴いたしまして、おりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今後の審査に参考にさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、議事の進め方について申し上げます。

まず、津崎参考人、浜田参考人、橋本参考人、畠山参考人の順にお一人十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

また、御発言の際は、挙手をしていただき、その都度、委員長の許可を得ることになつておりますので、御承知おきください。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。 それでは、まず津崎参考人からお願ひいたします。津崎参考人。

○参考人（津崎哲郎君） よろしくお願ひいたします。津崎でございます。大阪の方の児童虐待防止協会の津崎哲郎といいます。よろしくお願ひします。

今回は、このような場をいただきまして、あります。

私は、長年、児童福祉の実務家をしてきましたので、今日はその実務家の立場で見たときの法改正

についての意見を多少述べさせていただきたいと思います。

お手元に参考人資料を配らせていただいておりますので、それを参照していただければと思いま

す。 まず、市区町村、それからこども家庭センターの設置と子育て家庭への支援の充実というふうなことに関しての意見です。

これは、一つの大きな方針は、市区町村の行政とそれから民間機関が具体的なサービスを提供する事業を起こし、やる市区町村と民間が一体となって支援の幅を持たせたり中身を充実させるという、そういう事業でございます。

そこに書かせていただいている後半の部分をちょっと見ていただきたいと思います。

児童虐待は、児童相談所の数字で、今、年間約二十万件でございます。しかし、長期分離保護されるケース、例えば施設とか里親ですね、これは二、三%にすぎません。ということは、九七%は在宅ということです。それはどこで対応されるかといいますと、市区町村の要保護児童対策地域協議会ですね、通常、要対協、そこの見守りケースとして対応されるということになります。そのケースが今どんどんと増えてきています。だけど、実態はそのサービスを提供、余り十分できない單なる見守りのケースが一般的です。地域で孤立し

課題を抱えた家族、例えば一人親家庭、あるいは若年の親の家庭、何らかの障害を抱えた家庭、貧困家庭、それから、逃げていかないDVを抱え込んだ家庭、あるいは連れ子再婚のステップファミリー、夜間就労の家庭、あるいは外国人家庭、そういう家庭が要対協の登録ケースで非常に多いわけです。それに対して十分サービスが提供されていませんので、本来であれば、具体的なサービスメニューを創設して家族を支える仕組みづくり、これが必要不可欠ということございます。

従来、厚生労働省は、早く関わる予防支援ですね、いわゆる時間軸で早く関わる、例えば、こんにちは赤ちゃん事業、これは生後四ヶ月までに全部チェックするという、そういう事業ですね。それから特定妊婦、これはもう妊娠中から必要性のある人はチェックし支援に乗せる、そういう活動はされてきたと、事業化してされてきたと。しかし、これまで、生活空間軸、私はもう横軸というふうに言うてますが、これの予防支援策が不十分だつたと、そこから虐待ケースが多発していくと。

今回、市区町村の分野で具体的な民間サービスメニューを創設又は拡充し、公民一体となつた家族を支える仕組みをつくられたことは非常に意義が大きいと感じています。初めて縦軸と横軸、双方からの予防支援がこれで何とか実現できるという、そういう形になつたわけです。

ただ、一つ現場の視点で希望を言わせてもらいますと、今、地域によっては外国人の生活困難ケースが顕著に増えています。難民の受入れというようなこともあります。その支援をメニューには非盛り込んでいただきたいというふうに思つていただきたいたいというふうに思つていただきます。

それから、二つ目でございます。二ページのところですが、児童相談所による支援の強化、とりわけ親子再統合支援事業に関するです。

厚生労働省さんが家庭を重視する方針を打ち出されていることもあって、児童相談所では施設入所等ケースにおいて家庭復帰が強く意識されています。

しかし、アメリカでは、元々、家庭復帰可能な

ケースと家庭復帰が無理なケースの基準を作つていまして、どのケースも家庭復帰させるわけではありません。また、元の家族の改善をアメリカでは裁判所が直接家族に要請し、それに従わなければ親権喪失になります。子供の養育そのものが引きなくなる仕組みというのがしかれています。

日本にはそのような仕組みがないため、基本的に家族が余り改善していない、家庭復帰した子供が再被害に遭うケースが多発している。例えば、昨年、滋賀県では、別々の施設に入つていました兄と妹が母子家庭に引き取られ、お母さんが不在がちの中で兄が妹を死なせてしまつたという、そ

ういう悲惨な事件も起つていています。

したがつて、再統合を成功させるためには、再統合ができるようなノウハウを持つ事業者、今は大阪のチャイルド・リソース・センターぐらいしかないと思うんですけど、今後、時間を掛けて広く養成していく必要があると考えています。

加えて、家族が十分改善していませんので、課題のある家族を支えるためには、一時的な再統合支援だけではなく、市区町村の具体的なサービスメニューの拡充と要対協の家族支援機能強化、これが必要不可欠であるということも常に意識して取り組む必要があるというふうに考えています。

三番目に、子供の意見聴取等の仕組みです。

子供の意見をしっかりと聞き取つて、その処遇に反映することが重要です。しかし、子供は、親の支配や影響がある間はなかなか本心を言えません。私は一時保護所長を三年した経験がありますが、親から虐待され、けがをした子供であつても、その原因を尋ねられると、転んだとかあるいはぶつけたなどと説明することが多いということです。しかし、二、三週間たちまして、親の影響がなくなり、また保育士などと関係ができる中で初めて、実は親にされたというふうなことが言えるようになります。

そのような子供の特性を考えれば、第三者であつても、見知らぬ人が来ていきなり聴取しても、

本心の思いとはずれ、本当の意見を聞き取ったことにはならないと。

したがって、意見を聞き取る際の環境や人物、子供の特性や関係性など、配慮の仕方に十分留意が要ることを踏まえた制度にしていただきたい。

だから、例えば、意見聞き取ったそのことだけが全面のあれではなくて、調査所見との総合的判断や、場合によつてはノンバーバルですね、表情とか態度とか、そういうものの酌み取りみたいなものも必要だと。

なお、現在行われております、警察、児相、検察による合同司法面接というのがやられています。これは、証拠の能力の観点から、面識のない検察官が子供と面接し、児相と警察はモニター越しに見ると、そういう仕組みになつていますが、検察官と子供は全く面識がありませんので、子供が全くしやべらないというふうなことも間々生じているというふうなことも知つておいていただければと思ひます。

それから、一時保護開始時の司法審査に関してです。

一時保護開始前の司法審査創設とは、子どもの権利条約に基づけば大切な制度です。本来、たゞ、一時保護というのは予防的に子供の安全確保を優先することが大切ですので、裏付け資料が十分そろわない段階での判断になります。そうしますと、

裁判所の証拠主義とはなじまない、そういう側面を持つています。したがつて、どのようなおそれの条件で保護が可能なのかどうか、裁判所と児相の共通の具体的な例示作成をしつかりしておいていただくことが大切になります。

日本では、実務的一般論でいいますと、欧米に比べて保護者の意向に反する子供の保護には基本的に慎重です。社会的養護下に置かれている子供の数も、欧米に比べますと相当少ないということがあります。その現実を十分踏まえないまま保護の際の厳密さを求めれば、本来であれば必要な保護が十分なされず、子供のリスクが適切に対処されないまま子供が被害を受け続けるということも懸念されます。したがつて、リスクに対する子供の安全確保が積極的にできる制度となるように望みたいと。

最後になります。実務者の専門性の向上です。

児童相談所や市区町村職員の専門性確保は喫緊の課題であると考えています。厚生労働省が児相の数を増やす政策を実施されることもあつて、その数は少しづつ増えています。しかし、その業務を担う職員の専門力が追いつかず、多くの児相において主力の児童福祉司はせいぜい経験二、三年ということが少なくありません。そうなりますと、難しいケースにおいてしつかりした判断や対応ができず、児相が関わっていてもうまくケースが運べないことが頻繁に生じています。

する指針も示すことが望まれると。親から威圧されている子供は、親の接触があるといつまでも本音が言えないし、逆に制限し過ぎますと、乳幼児などの場合、親との愛着形成に支障が生じることも考えられます。

要は、子供の最善の利益に基づくケース・バイ・ケースの判断になりますので、その判断の正確さ、客觀性を担保できる仕組みづくりについて検討が要るというふうに考えています。この点に関しましては、明石の児童相談所が児相の一時保護や面会などに関する第三者の立場で評価、判断する仕組みを既に実践していますので、その知見なども踏まえた取組を期待したいと思います。

これまでの経緯を振り返りますと、児童虐待防止法成立、平成十二年ですが、それによって初めて保護者の意向に反する保護が可能になりましたので、それまでは保護者の意向に反した保護するということはなかつたんですね、実務で。逆戻りしてはいけないというふうに考えていました。

また、一時保護の承認が得られたとしても、保護者と子供の面会や接触をどのような形でどのぐらいの頻度で認めるのかは、実は裁判沙汰になつてゐるケースもありますので、具体的な実施に関する

今回、新しい児童家庭福祉専門職の資格を民間

も大きい課題は、公務員の人事の異動サイクルが短く、専門職が職場で定着できない、そういうシステムになつていています。したがつて、専門資格の内容もさることながら、知事会、市町村委会などの協力も得て、福祉専門職の採用、異動、格付などの在り方を一般行政職とは異なつたシステムとして制度化することをできれば検討願いたいというふうに考えています。多くの自治体においては、福祉専門職であつても一般行政職の人事ルールが適用され、専門職としての積み上げができるにくい、そういう実情に置かれているということです。

なお、実務的には各児相や市区町村から外部スープーバイザーを求めるニーズが急増していますので、そのような制度の後押しも検討願えれば幸いです。

ちなみに、私が所属します児童虐待防止協会は大阪市と契約し、大阪市二十四区の要対協の実務者会議にスーパーバイザーを派遣する制度を十年ほど前に立ち上げ、実践しています。

なお、大阪市の各区要対協の実情を少し説明しますと、各区とも月一回の実務者会議と随時の個別ケース検討会議を開催していますが、西成区だけが中学校校区ごとに実務者会議を開催しております、ここは月に六回実施しています。その会

議には、子供食堂や居場所提供などの民間団体が積極的に参加していまして、情報が細かく支援体制の活動も積極的です。したがって、課題が多い区であっても、かえって死亡事例の発生が少ないという効果が上がっています。

行に向けての準備、そしてまた施行された後の各機関の判断に大きな影響を与えてこようかと思いますので、是非ともよろしくお願ひを申し上げます。

資料の三ページを御覧ください。

そこでまず、私の理解するこの点の大きな枠組みを確認しておきたいと思います。

これは、最初の、民間と公、市区町村が一体となつて支援する、その先行事例みたいな形にな

我が国の制度では、児童虐待対応は基本的に行政権、児童相談所であつたり市町村が対応すること

以上でござります。

ールが適用され、専門職としての積み上げができるにくらい、そういう実情に置かれているということ

です。

なお、実務的には各児相や市區町村から外部ス  
ーパーバイザーを求めるニーズが急増しています

ので、そのような制度の後押しも検討願えれば幸いです。

ちなみに、私が所属します児童虐待防止協会は大阪市と契約し、大阪市二十四区の要対協の実務者会議にスーザン・バイザーを派遣する制度を十年ほど前に立ち上げ、実践しています。

なお、大阪市の各区要対協の実情を少し説明しますと、各区とも月一回の実務者会議と随時の個別ケース検討会議を開催していますが、西成区だけが中学校校区ごとに実務者会議を開催しております。まして、ここは月に六回実施しています。その会

○参考人（浜田眞樹君） 浜田でございます。太  
阪で弁護士を始めて今二十年目になります。  
本日は、これまで児童虐待対応に関わってきました立場から意見を申し上げます。  
お手元に資料をお配りしておりますので、これ適宜御覧いただければと思います。  
私からは、一時保護の司法審査に限つて意見を申し上げたいと思います。

資料四ページを御覧ください  
以上を前提として、今回の改  
の最大の懸念は、一時保護が必

でそれができなくなるおそれがあるのではないか  
ということです。これを法文案から見て  
いきたいと思います。

とき、中略しまして、その他の場合であつて、これが青字の部分ですが、児童相談所長が必要と認めるとときには一時保護が可能としております。

次に四項を見ますと、裁判所の判断は、まず第一項に規定する場合に当たると認めるときには一時保護状を発するのであるとしつつ、明らかに一時保護の必要がないと認めるときには一時保護状は発付しないのだという立て付けになつております。一時保護が必要と思われるような場面に当たるかどうかの判断とは別に、一時保護が必要かどうかが改めて問われることとなるように見えます。

しかし、考えてみますれば、児童虐待のおそれがあるときという場合に当たるということは、普通に考えれば一時保護の必要性も認められるのではないかろうかと思います。となると、果たして、明らかに一時保護の必要がない場面というのは一體どのような場面が想定されるのだろうかといったところが気になります。この辺りについては、施行までに考え方を十分に整理していくべき必要があろうと考えております。

続いて、資料五ページを御覧ください。

ここで、一時保護状と逮捕状では実は意味合いが大きく異なるということを確認をしておきたいと思います。両者は、人権保障の観点から裁判所が審査を行うという点では共通をいたします。もつとも、その目的は大きく異なるものと考えられ

ます。すなわち、逮捕というのは過去の犯罪の捜査のためです。つまり、極端なことを申しますと、仮に逮捕状が発されなかつたとしても、それによつて新たな犯罪が生じるということは基本的にあります。

他方、一時保護ですが、こちらは、このお子さんをこの先発生するおそれのある危険から守るために行うものです。すなわち、一時保護が行われなかつた場合、最悪の場合、子供が被害を受けてしまうということが起きる。

このように考えますと、若干場面は違うかもしれませんけれども、この関連で想起いたしますのは、最近、神奈川県で発覚した事案です。小学校一年生のお子さんを殺害したとして、お母さんが逮捕された事案がございました。報道によれば、児童相談所はこのお子さんの施設入所が必要と判断をし、それを実現するために児童福祉法二十八条に基づく審判の申立てをなすつたんですけれども、家庭裁判所でその申立てが却下されたというふうに聞いております。児童虐待事案への対応が失敗の許されないものであるということと、児童相談所とそして裁判所との関係を改めて考えさせられる事案と言えるのではないでしようか。

そこで、この内閣府令制定に、策定に向けまして、これまでにできていた一時保護ができなくななるような事態は生じないのである、あつ、失礼、生じない、そのようにすべきであるということを是非確認をしていただきたいと考えております。

もう一つは、先ほども述べました一時保護の必要性とは何ぞやというところです。こここの考え方については関係者間できちんとすり合わせをしてあります。すなわち、逮捕というのは過去の犯罪の捜査のためです。つまり、極端なことを申しますと、時保護が必要な場面で適切に一時保護を行うことができるという運用を維持するためには、この内閣府令に一時保護が必要となる場合を漏れなく書き込むことが極めて重要になるうるうと思います。これが実現できませんと、そういうった場面での一時保護はできないこととなつております。取り返しの付かない結果を招きかねません。加えて、こなかつた場合、最悪の場合、子供が被害を受けてしまいます。これが実現できませんと、そういうった場面での一時保護はできないこととなつております。取り返しの付かない結果を招きかねません。加えて、この点に関しては、現状の一時保護が極めて広範な目的の下で行われていることにも注目すべきと考

えます。

平成二十八年改正でしたか、児童福祉法三十三条に一時保護の目的規定が加えられました。ただ、そこでは大きく二つ書かれましたけれども、必ずしもそのどちらかに峻別されないような形の一時保護も現行の実務上行われているということが現実の世界でございます。

そこで、この内閣府令制定に、策定に向けまして、これまでにできていた一時保護ができなくななるような事態は生じないのである、あつ、失礼、生じない、そのようにすべきであるということを是非確認をしていただきたいと考えております。

もう一つは、先ほども述べました一時保護の必要性とは何ぞやというところです。こここの考え方については関係者間できちんとすり合わせをしてあります。すなわち、逮捕というのは過去の犯罪の捜査のためです。つまり、極端なことを申しますと、時保護が必要な場面で適切に一時保護を行うことができるという運用を維持するためには、この内閣府令に一時保護が必要となる場合を漏れなく書き込むことが極めて重要になるうるうと思います。これが実現できませんと、そういうった場面での一時保護はできないこととなつております。取り返しの付かない結果を招きかねません。加えて、この点に関しては、現状の一時保護が極めて広範な目的の下で行われていることにも注目すべきと考

時保護状が発付されないという事態が起きかねないということを危惧するものであります。

続いて、資料七ページを御覧ください。

今度は、親権者の同意に関する問題について意見を申し上げます。

今回の一時保護制度で一時保護状請求の対象となるのは、開始七日目において親権者等の同意がない事案でございます。まず、このスライドでは親権者について申し上げます。

通告を受けて緊急一時保護を行うケースなど、一時保護開始時点では誰が親権者であるかということが正確に把握できていないケースがございますと、そこまで判明していない限りは請求が必要となると思われます。となると、日数の結果に、あつ、失礼、日数の経過に伴つて順調に対象件数が減るのかについては私はやや懐疑的でございます。そういうたたけでは、住民票を調べ、戸籍を調べていくけれども、当然のことながら、他の自治体に依頼をして調査をするということも多くございますので、どうしても時間が掛かる、日数が掛かります。

そこで、何らかの方法でこの調査を迅速に進めることができるような方策を検討すべきではないでしょうか。例えば、オンラインでその戸籍が自由自在にといいますか、見れるといったところでの日数短縮、調査への日数短縮というものも検討されなければならないのではないかと思います。

また、七日目の時点では親権者が誰なのかが判明していないというケースも当然ございます。そういう場合も、条文の文言上、一時保護状の請

求が必要になるものと思われます。

資料の右の図は厚労省の検討会で出されたもので、一時保護の開始から日数がたつほど同意のないケースは減っていくんだということが示されています。もっとも、保護開始から七日目の時点でも親権の所在は明確に判明しており、しかも、それは資料の裏付けができるおり、そして、その親権者の同意も確認できているというケースのみが一時保護状請求から外れるというふうに考えられますと、そこまで判明していない限りは請求が必要となると思われます。

ますと、そこまで判明していない限りは請求が必要となると思われます。となると、日数の結果に、あつ、失礼、日数の経過に伴つて順調に対象件数が減るのかについては私はやや懐疑的でございます。請求すべき件数は想定よりも多くなる可能性があると考えねばならないのではないでしようか。

次に、資料八ページを御覧ください。

こちらは同意についての問題です。

親権者の同意がある、ないという判断は、まず児童相談所がせねばなりませんが、例えば同意するかどうかを明示しないとか、条件付で同意してやつてもいいぞみたいなときに同意があると評価してよいのかどうか。また逆に、ちゃんととした説明を受けていないままに同意をしてしまったといふうに後から言われることも生じ得ます。

これはいずれもそういうことはあるべきではなか  
さるに、形式面、運用面で申しますと、同意書へのサインを求めるなどを必須とするかどうか、  
こういった点はあらかじめ考え方を明確にしておく必要性が極めて高いものと考えます。なぜかと申しますと、結局のところ、現場がその場での判断に困るようなことはあってはならないものと考  
えます。

そういたしますと、全国統一の書式を作つておくということが望まれることになります。その書式の中では、児童相談所が何をどのように説明をしたのか、そして親御さんはそれに対してどう答えたのかとすることが全て確認できるようなものが望ましいのではなかろうかと思います。

さらに、同意撤回の問題がございます。

こういうケース、一旦した同意を撤回するといふことは必ず出てまいります。これは、二ヶ月を超えて引き続き一時保護を継続する際の司法審査が導入されたときも同じような問題がございまし  
た。しかし、今回は一時保護の開始から七日以内でございますので、親権者の意向がまだ揺れています。そのため、親権者の意向がまだ揺れています。そのため、親権者の意向がまだ揺れています。  
る場合というのは今までよりも多くのものと思われます。例えば、こういった理由で請求期限を超過してしまった場合に救済される余地があるの  
かどうか、それはちょっとさすがに難しいとなつた場合、そういうときに児童相談所はどう対処すべきであるのか、そういうことについても検

討しておく必要があるよう思います。

そこに記載しました表からも見て取れますとおり、二か月経過時点と七日経過時点とでは同意なしの件数は大きく違います。同意が曖昧なケース、そしてまた、同意はあるけれども撤回されそういうケースについても請求の準備を進めていかなければならぬことにならうと思しますので、繰り返しになりますが、請求すべき事案の数は思いのほか増える可能性があるものと思われます。

さて、資料九ページを御覧ください。

こちらは児童相談所が行う事務回りについての話です。

令状型の手続でございますので、手続としては逮捕状請求の流れが参考になると思われます。そうなると、ケース担当の児童福祉司は少なくとも半日掛けて裁判所に出向く必要があろうかと思ひます。

全国の児童相談所現場からは、今回の案の基となる考え方が厚労省の専門委員会で示された際、七日間の請求での準備は困難という声がたくさんあつたものと認識をしております。が、実は、最終日、七日目には一日裁判所に行くために空けておかねばならないとすれば、実は準備に充てられる期間は開始から六日、更に減るわけです。

言うまでもありませんが、その担当児童福祉司はほかにもたくさんのケースを抱えております。

そういたしますと、その件の業務に時間を取られることによって、その児童福祉司の抱えている業務全体の遅延を招きかねません。こういった事態を回避する方策も是非とも考えていかねばならないものと思います。具体的には、例えば、逮捕、失礼、一時保護状の請求手続がオンラインでできるといった仕組みも検討に値すべきものと考えます。

資料十ページを御覧ください。

最後に、子供の意見について申し上げます。

今回の法案では、子供さんが一時保護に同意するか否かは司法審査の有無に影響ないこととされております。もちろん、親権の下にあるといった観点から理解することはできるものの、今、このように子供の意見表明が着目され、制度としても導入されてくることとの兼ね合いで申しますすれば、残念な面は否定できません。

特に、一時保護はお子さんが非行に及んでいる場合にも利用される手続であります。こういったケースを中心に、親権者の意見とは切り離したところでお子さんの意見をどう扱うか、これは引き続き検討されるべきではないかと思います。今後の宿題と言つてもよいのではないかと思います。

児童相談所は、今日触れてきましたように、大きな行政裁量を有する機関でありますからこそ、適切な権限行使に一層努めなければならないということをいま一度確認をしておきたいと思います。

端的に申しますれば、児童相談所は、一時的な判断はあくまで児童相談所が行うのである、そのことをきちんと認識をされて、司法の判断に助けを求めるのではなく、自らの判断の質を担保できるよう児童福祉の専門性の醸成に努めていただきたいし、国はその実現のための方策を引き続き提

な姿はまだちょっと見えないところもござりますが、その制度によってお子さんの意見が的確に手続において勘案されるようになることに期待をしたいと思います。

資料十一ページ、最後のまとめでございます。

以上のような課題を見るにつけ、やはり毎度のことではありますけれども、児童相談所の体制強化は必須、不可欠なものであると改めて感じます。とはいっても、単に人数を増やせばいいというものではありませんし、急速な人数の増大、増員がむしろ一時的には現場の負担感を、負担感の大きさを招いているということも否定できない事実かと存じます。

最後に、私が付け加えておきたいのは、児童相談所に対するリクエストと申しますか希望でござります。

児童相談所は、今日触れてきましたように、大きな行政裁量を有する機関でありますからこそ、適切な権限行使に一層努めなければならないということをいま一度確認をしておきたいと思います。

端的に申しますれば、児童相談所は、一時的な判断はあくまで児童相談所が行うのである、そのことをきちんと認識をされて、司法の判断に助けを求めるのではなく、自らの判断の質を担保できるよう児童福祉の専門性の醸成に努めていただきたいし、国はその実現のための方策を引き続き提

供してほしいということでござります。

私の意見は以上です。ありがとうございました。

○委員長（山田宏君） ありがとうございました。

次に、橋本参考人にお願いいたします。橋本参考人。

○参考人（橋本達昌君） 全国児童家庭支援センター協議会の橋本と申します。

現在、福井県越前市の社会福祉法人越前自立支援協会、児童家庭支援センター・子育て支援センター・児童養護施設一陽に勤めています。

本日はこのような貴重な機会をいただき、誠にありがとうございます。

早速ですが、既にお配りしている私の資料に基づきまして私見を述べさせていただきたいと思います。

児相の虐待相談対応件数が二十万件を超える今日、虐待に至る背景は貧困や障害、家族構成員間の不和、仕事と子育ての両立による日々の疲労の積み重ねなど実に様々です。

そこで、児相はもとよりのこと、市町村や児童家庭支援センター、市社協などの民間支援機関、子供食堂や子供宅食、学習支援拠点を運営する市民ボランティア団体などが連携、協働し、どうやって地域社会全体が言わば総掛かりで子育てを支えていくかが重要となっています。

こうした中で、では具体的にどういうアプローチが必要かといえば、まずは児相と市、両者の体制強化と連携力強化が必要であると同時に、母子保健と児童福祉、教育行政など、いわゆる縦割り行政の克服が必要と考えます。次に、市の段階において、単なる見守りだけではない具体的な家庭への支援を提供する権限やメニューを豊かにする必要があると考えます。そして最後に、私が最も重要なと思う点ですが、行政と民間支援機関や市民ボランティア団体との多機関協働の推進を図ることが必要だと思います。

総じて、今回の法改正は、社会的養育専門委員会において、これらの改革を実現していくためにはどうしたらいいのかを様々な現場から極めてリアルな意見をも交えながら真摯に議論した結果の反映であり、特に実際にファミリーソーシャルワークを担つてきた支援者たちからは大いに期待されているところです。

なお、今回の法改正は大変多岐にわたるものですが、従来からの予算事業を制度に位置付けたり、先進事例を基にして考えられたりしたものが大半なので、実現可能性も十分にあり、むしろ国がそうした事例を制度に位置付け、財政面で安定的に支援し、さらに、好事例を横展開していくことで施策展開は一層加速されるものと考えています。

心配事は、自治体間格差が広がるのではという点です。残念ながら、地方分権の今日的状況においては、やる自治体とやらない自治体が二分され、ナショナルミニマムが破壊されるおそれがあります。全ての市町村には、自分たちは児相へのつなぎ役、児相に通告すれば任務終了などといった見を超えて、児童虐待対策を自らの責務として自覚し、主体性を持つて計画的に整備を進めてほしいと思います。その際、国は、とりわけ規模の小さい市町村が民間支援機関を有効に活用できるよう、民間と連携したり協働して相談支援を実施したりすることに対し何らかの財政的インセンティブを付与することも検討してほしいと思います。

さて、平成二十三年の児童福祉法改正以降、市町村の役割は年々大きくなっています。そのような状況に対応すべく、一部の先進的市町村では母子保健と児童福祉とを一貫的に運用しようとする動きも出てきました。

また、私も元市の職員でしたので市の内情はある程度分かっているつもりですが、市は地域の実情が詳しく手に入り、家庭環境の変容が瞬時に捕捉できるという強みがあります。それゆえ、ここが中核となり、自ら実施している子育て支援や母子保健事業を一体化した上で、さらに、障害児者や生活困窮家庭への支援制度等を総動員して子供家庭支援に乗り出していけば、望まない妊娠や育児困難が懸念される特定妊婦、ヤングケアラー、施設退所後の生活環境にリスクを抱えている青年

や生活困窮児童などにも支援は行き届き、その守備範囲は一気に拡大するでしょう。

もちろん、これらの支援を市の職員だけでやつてくださいと言っているわけでは決してありません。実際、保護者自身の発達障害や精神疾患等が原因で家庭内での生活環境が著しく悪化している状態、いわゆるごみ屋敷と言われるような状況で、市の担当部署ではとても手に負えないようなケースに対しては、児童家庭支援センターが家庭の立て直しに向けアウトリーチ支援を行っているような動きもあります。

こうした現場の動きも踏まえつつ、社会的養育専門委員会においては、市が積極的に支援を行えるための権限を持たせること、市と児相が一緒にケースを検討し、支援の見立てを共有すること、市が民間の社会資源を生かしながら多様な家庭支援事業を実施することで、支援を必要とする人に確実に支援をつなげることなどが議論されてきました。今日の制度改正では、これらの議論の結果を尊重して、このこども家庭センターの設置や新たな家庭支援事業の実施などを盛り込んでいます。なお、これらを実現するためには、必要な人員体制や財源の確保が必要であり、国には一層の支援を求めたいと思います。

一方、虐待相談対応件数が増加の一途をたどる中、児相の人員体制も大変厳しい状況にあると認

識しています。児相は、相談対応、一時保護、施設への入所、里親への委託といった仕事のほかにも保護者の支援や里親の支援など、多岐にわたる業務をこなしています。これに、今回の制度改革で意見聴取や自立支援にも今後取り組んでもらうことになりました。国は児相の体制強化を計画的に進めており、平成二十九年から児童福祉司の数は堅調な増加を見せていますが、残念ながら、業務はそれ以上に増加しています。国には引き続き体制の強化に取り組んでいただきたいと思います。

加えて、何でも児相がやればいいではなくて、児相でないとできないこと、児相と民間との協働で十分にできること、むしろ民間の方が柔軟にできることなど、いわゆる児相の抱え込みからの脱却を図るなど、役割の進化や業務の効率化も同時に考えていかなくてはいけないと思います。

実は、現状でも、一部の先進的な社会的養護施設では、既に市や児相との連携、協働した様々な取組が展開されています。

例えば、大分県別府市の光の園子ども家庭支援センターは、今春、こどもセンター・パークを創設しました。その一階には別府市子ども家庭総合支援拠点が設けられ、支援対象児童等見守り強化事業の実施拠点ともなっています。さらに、二階には一時保護所が開設され、児相機能の一翼まで担っています。

また、福岡市の子ども家庭支援センターはぐはぐでは、福岡市の児相からの委託により家庭移行支援事業を実施しています。具体的には、虐待再発防止、家族再統合プログラムを用いて、乳児院や児童養護施設からの家庭復帰、親子関係再構築支援を行っています。

さらに、私の地元ですが、福井県越前市では、児童家庭支援センター一陽の職員が市に派遣され、要対協の研修事業や相談支援業務、関係機関調整業務の一部を担っています。

このように、一部の自治体では、既に市町村や児相の負担を軽減するための官民協働が果敢に実践されています。今般の法改正により、このような実践が燎原の火のごとくいかに拡大していくのか、大いに楽しみなところです。

余談ながら、最近、児相のOBや施設のケアワーカー経験者、さらには多様な支援者仲間が市民活動的に連帯し、いわゆる協同労働の形態で児童家庭支援センターや自立援助ホーム、ファミリーホームなど、小規模な社会的養育リソースを創設し運営していくという機運が高まつてきている

ようになります。

労働者協同組合法の施行を目前に控えた今、同法の理念が広く福祉関係者に浸透することで、社会的養育を必要とする子供たちのために何かをしあいと願う市民有志らの熱意によって、地域に溶け込んで、小回りが利いたり、アットホームな雰囲気で子供を包み込んだりといったユニークな社会資源が増えていくことにも期待したいと思います。

最後に一点。全国児童家庭支援センター協議会が調査した直近の令和三年度実績によると、全国の三分の一の児童家庭支援センターでは、児相から委託を受ける形で、子育て支援に関するノウハウを生かし、在宅指導措置を行っています。今回の制度見直しの中では、この際の費用の在り方を明確にすることも盛り込まれており、これが義務的経費化し定着していくば、家庭支援機能が向上することはもちろん、児相の機能強化という問題にも寄与すると確信しています。

以上で私の発言を終えたいと思います。

○委員長（山田宏君） ありがとうございました。次に、畠山参考人にお願いいたします。畠山参考人。

○参考人（畠山麗衣君） 皆さん、こんにちは。

NPO法人インターナショナル・フォスター

ア・アライアンス、そしてNPO法人Giving Treeの畠山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、貴重な機会をいただき、本当にありがとうございます。

私はゼロ歳から十八歳まで、乳児院、児童養護施設、ファミリーホーム、週末里親といった社会的養護の下で育つてきました。措置延長し大学進学、その後、措置解除して独り暮らしをしました。ケアを離れてやっと自由になつたのではなくて、経済的な課題、保証人の課題、精神的な問題、また家族との関係、本当に様々な困難が同時に襲つて、降りかかってきました。社会的養護に望んで入つたわけではないのですが、なぜケアを離れてもこんなにしんどいんやろう、同年代の若者と同様の経験や選択肢が何でないんやろうというふうに悔しく思つっていました。

現在、親となり子育てをする中、やはりライフステージに応じて、社会的養護のケアから離れたこともあります。そうした経験を生かしながらですが、IFCAでは当事者活動をしながら、Giving Treeで支援者として当事者に関わらせていただいています。

IFCAは、日本とアメリカのそれぞれの国で社会的養護のケアを受けた経験のある若者が互いに交流し、制度を学びながら、自分たちの声や政策やケアに届け、参画することを目指しています。また、Giving Treeでは、里親、里子、社会的養護のケアから離れた若者を対象にサポートを行う団体で、そこでピアカウンセラーとして子供たちに関わさせていただいています。

今回、児童福祉法改正の議論の中心にある子供の意見を聞く機会、自ら意見を述べることができます。

改正に伴う議論の場にこのように当事者を参画させていただいたことを心から感謝申し上げます。障害審議会で多くの当事者の声を反映した改正案を作つていただき、本当にありがとうございます。

今回から社会的養護を経験した委員が私を含めて二名になったこと、これは大きな変化だったと考えています。

限られた時間ではありますが、ケアリーバーとしての経験、そして支援する側となり、関わる子供たちのことを少しでもお伝えできたらと思います。ケアリーバーとしてですが、経験者一人一人の背景も、経験、家族との関係、現在置かれている状況もそれぞれ違いますので、全ての当事者の状況ではありません。この点、御了承いただければと思います。

この度の児童福祉法改正案は、やはり社会的養

に交流し、制度を学びながら、自分たちの声や政策やケアに届け、参画することを目指しています。また、Giving Treeでは、里親、里子、社会的養護のケアから離れた若者を対象にサポートを行う団体で、そこでピアカウンセラーとして子供たちに関わさせていただいています。

護を必要とする子供、若者、ケアを離れたユースにどうて一定評価できるものであると思います。ここからはレジュメに沿つてお話しさせていただきます。インケアの課題、ケアを離れた若者の課題と分けてお話しさせていただきたいと思います。

まず、インケアについてです。一つ目は、子供の意向等の聴取、アドボケートについてです。

障害のある方たちの自立生活を求める運動の中  
に、ナッシング・アバウト・アス・ウイズアウ  
ト・アス、私たち抜きに私たちのことと決めない  
でという言葉があります。これは当事者とともに  
考える姿勢のことです。

ケアリーバー や社会的養護の下で生活している子供たちは、措置されるときから社会的養護を離れるまで、大人や社会の都合で人生の多くの決まりられてきました。子供たちの意向等を考慮する、反映する手続を設けている児相は全体の五六%です。これはなぜなのでしょうか。

例えば、現在、社会的養護の下で生活する子供たちの中で、どれだけの子が措置されている施設や里親家庭を選べたでしょうか。また、自分の置かれている状況をどれだけ把握している子がいるのでしょうか。なぜ措置されているのか、いつまでこの生活が続くのか、親はどうしているのか、

どんな生活がこれから始まつていくのか、大切な人に会えるのか、学校に行けるのか、自分のことに何も分からぬという不安な状況があります。

そもそも、社会的養護のケアに来るまでに大切な大人からの傷つけられた経験、大人から裏切られた経験など、また、声を出しても助けてもらえないなかつた経験、主体的に生きてこれなかつた子供若者は、そうした中で意見表明を求められてもなかなか簡単なことではありません。そもそも、意見表明するために、自分の意見を形成することへのサポートがすごく重要になります。

ちが自分の状況を理解できるように、子供たちに分かる言葉で、親しみやすい方法で、理解できるまで一人一人の子供の状況に合わせて丁寧に複数回を、伝える機会を設ける必要があると思います。入所、一時保護の決定といった人生が大きく変わるような時期には、大人であっても混乱し、自分の言葉で思いを伝えることは容易ではないと思います。意見表明という点において、子供たちの意見、意向を聞き取った上でどのように反映していくことができるのか、丁寧に考えなければいけないと思います。

こうした子供の意見表明を支援する仕組みの一  
つとしてアドボケートの検討が進んでいますが、  
法律案には都道府県の努力義務となっています。  
なぜ努力義務なのでしょうか。全ての子供に必要  
ではないかと考えます。努力義務のためにアドボ  
ケートの仕組みが使われない都道府県はどうなる  
のでしょうか。

暴力は、子供の声や生きようとする意欲を奪います。だからこそ、意見を表明していくプロセスそのものを支えていくことが不可欠なのです。意見表明保障のプロセスによつて、自分の生活に、人生に影響を与えることができます。例えば、自分の望む結果にならなくとも、そのことがきちんと

と説明される、それによつて自分自身の人生の主導権を取り戻していくことができます。それは、

後で述べる退所後にどうやって生きていくとかと  
いう問題にも関わってきます。

子供の意見表明、参加の権利は、子どもの権利  
条約の一般原則に位置付く子供の権利の核となる  
部分です。子供の権利を保障できる仕組みをつく  
るためにも、子供や若者の声、当事者参画で取り  
入れながら国レベルで議論していただきたいです。  
次に、退所後のお話をさせていただきます。

一九四七年に児童福祉法ができるから七十年以  
上たつて初めて、二〇二〇年に厚生労働省によつ  
てケアリーバーの全国調査が実施されました。そ  
の中でも、ユースの多くが過酷な状況に置かれて  
いて、支援につながっていない、支援を求められ  
ない、そういった現状が明らかになつたと思いま  
す。

しかし、社会的養護のケアから離れた若者、ユ  
ースは、家族などから経済的、精神的なサポート  
を期待できず、進学、就労、自活、様々な場面で  
の困難な状況をユース自身で乗り越えていかなければ  
なりません。特に、生活していた施設、里親  
さんが約三割のユースしか所在をつかめていない  
という数字、とても衝撃的ではないでしょうか。  
家族が機能している御家庭であれば、自分の子供  
が独り暮らしを始めたとき、どんな生活をしてい  
るのか、御飯食べているのかというのは気になる  
のではないでしょうか。

また、日本においては、家族主義であるがゆえ  
に、様々な場面で家族がサーフティーネットとし  
ての機能を期待されます。しかし、私たちは、そ  
の家族が機能しないがために、ケアを離れ困難な  
状況に陥つたとき、ちょっと一息つきたいな、エ  
ネルギーため直したいな、再チャレンジしたいな  
と、そう思つてもかないません。孤立、孤独な状  
況で走り続けなければ生活が成り立たない、そん  
な状況で暮らしていかなければなりません。

I F C Aが行つたコロナ禍の影響調査において  
も、二割が食料の確保に困難を感じ、三割が一か  
月以内にお金がなくなると回答し、四割が必要な  
医療や精神的ケア、カウンセリング、薬の入手が  
できなくなり困つていると答えてています。社会的  
養護経験者の生活保護の高さや、この三年で三十  
名のユースが亡くなつていて、そういう数字もあ  
ります。社会的養護経験者が社会的養護のケアを  
離れた後の不安定さや支援の拡充の必要性が分か  
るのではないか。

次に、レジュメの二に進みます。

こうしたユースの状況から、自立支援生活援助  
事業の対象者等の年齢要件等の弾力化については  
とても評価できます。これまで、十八歳、制度を  
利用できれば二十二歳で自立を求められてきまし  
た。措置延長という制度ができるにもかかわらず、  
ほとんどと言つて使われていない現状があります。

つまり、年齢で区切られ、子供主体での生き方が  
できていないということです。この法改正によつ  
て年齢制限がなくなるということでは、ユースの  
状態であつたり個々の状況に応じ、年齢に関わら  
ない自立支援が受けられるようになります。

私たち社会的養護経験者は、私たちが望んで社  
会的養護にやつてきたわけではありません。社会

や大人の都合で社会的養護のケアの下で生きてい  
ます。児童福祉法の下、衣食住守られているわけ  
ではありますが、年齢が来たから社会的養護から離れる  
ことは選択したり、離れたいと思う場合ももちろ  
んです。子供自身が十八歳で社会的養護から離れる  
アはそれ以降受けられませんは社会、大人の都合  
です。子供自身が十八歳で社会的養護から離れる  
ことを選択したり、離れたいと思う場合ももちろ  
んあります。また、十八歳でケアから、十八歳ま  
でにケアから離れる場合もあります。その際にも、  
アフターケア期間等につなぐ自立の準備をする等、  
安心して社会で生活していくような移行ケアが  
本人が望めば受けられる制度を整えていただきた  
いです。

これまで措置延長や社会的養護自立支援事業の  
活用が進まないその理由として、子供主体の選択  
ではなく、児童養護施設、児相、里親の判断が大  
きかつたのではないかと思います。もう少しあた  
かつたけど十八歳になつたら出ないといけないと  
言われた、みんなそうしているから就職したらも  
う出なあかんよと言われた。幾ら年齢要件の弾力

化が行われたとしても、子供を中心置いて子供の意見をどのように反映させていくのかということを検討しなければ、ここには課題が残り、法律ができるも使われないということが起きます。子供の主体的な選択、主体性の保障を確実に、そして全ての望む子供が使えるような制度にしていただきたいです。

現在の社会的養護システムにおいて、子供は自分が生活したい施設や里親家庭を選べません。そうした中、入った施設によって当たり外れがつてはいけないと思います。

また、施設、里親さんと関係が悪くケアを離れた若者、また様々な理由で自立支援の制度を活用せずには社会的養護のケアを離れた若者も、確実に措置解除後のケアが受けられるようにしていただきたいです。

若者の生活にとって、就職、進学に伴い県域を越える移動は当然起こり得ることです。自治体間の移動が支援の切れ目にならないように、引継ぎ等を確実に行っていただける仕組みを検討いただきたいです。

レジュメの三です。

また、社会的養護自立支援拠点事業について、この法改正では義務的経費になつていません。都道府県等の事業であること、自治体間格差が是正される方策の検討をお願いしたいです。補助事業

から必置になるよう、法律への明記が必要ではないかと思います。特に、措置解除後は数年は手厚い支援の検討を、検討していただきたいです。

私たちは支援される側であつたがゆえに支援を

求めるこことを苦手としたり、若者の支援窓口や行政窓口につながつても、社会的養護への理解のない言葉からつながらないというケースもあります。社会的養護に理解のある、社会的養護に特化したセンター、社会的養護自立支援拠点が全ての県に複数あることが大切だと思います。就職や進学で当たり前のように離れる、誰でも物理的に心理的にアクセスしやすい制度づくりを目指していただきたいです。

また、拠点事業は、通い、相互交流等を行う場所とありますが、もちろんそれも重要ですけれども、来られるユースはいいんだけれども、拠点を設けたら来るかといったらそうではありません。現在関わる若者も、交通費がなくて相談に行けない、また、日々の生活がいっぱいいっぱいで通いというのはすごくハードルが高いんですという声もあります。機能としては、アウトリーチを行い、伴走型の支援を行えるものを要望します。

次に、政策決定のプロセスにおける当事者参画です。

今回の法律改正のプロセスにこのように当事者を参画させていただけたこと、本当に感謝いたしました。

ます。先ほどの繰り返しにもなりますが、子供の意見表明、参加の権利は子供の政策を検討する上での中核となる価値で、当事者参画があつてこそ真に子供にとって活用しやすい制度になります。

もちろん、ヒアリングやインタビューオー調査での子供のニーズ把握も重要ですけれども、都道府県等が子供家庭福祉に関する制度、政策を決定する場合に子供が参画し、常に子供、経験者の視点が制度や政策に反映されるような仕組みを検討していただきたいです。

次に、ケアリーバー調査についてですが、社会的養護経験者の実態を把握し調査することは、それが自体が当事者参画の一つの形態であると言えます。それゆえに、ケアリーバー調査の実態把握については都道府県だけでなく国の責務であることを明確にし、ケアリーバー調査の定期化、継続化をお願いしたいです。また、ケアリーバー調査から明らかになつたケアリーバーの状況や声から、社会的養護の制度の問題としてインケアを含む制度を改善するよう検討いただきたいです。

今後の検討課題としましては、社会的養護から、ケアから離れ社会生活を送つてみたら意外と難しかつた、金銭面、精神面、様々な理由で生活を維持できない、病院に行きながらだつたら学校に継続できるかもしれない、生活のサポートをすれば立て直せるかもしれない、そういうたケースも少

なくありません。しかし、今の社会的養護のシステムでは再措置ができません。しばらく生活を立て直すための期間、チャレンジし直すための期間を確保したいけれど、できない。里親家庭では里親さんが個人負担でされているケースもあります。今後の課題としては、一度社会に出たものの、本人が必要とした場合は一定の年齢まで社会的養護に戻つてこられる仕組みを検討していただきたいです。

また、自立支援の対象としましては、社会的養護につながつてこなかつた若者、本来、社会的養護を必要とした若者も、児相への抵抗であつたりとか、児相つて何をしてくれるところか分からぬ、急に親と会えんくなる、友達と会えんくなる、そう思つて児相から回避した子もいます。社会的養護経験者同様に、それ以上に厳しい状況にある若者も多くいます。社会的養護自立支援拠点事業に、社会的養護につながつてこられなかつた若者も含めるよう検討お願いします。

最後にですが、一人の当事者の声を紹介します。アフターケアという言葉ですが、これは制度上のアフターであつて、子供たちにとつてはこれら的人生であり、アフターケアでは、アフターではありません。子供たちの人生のスタートを安心して切れるようにサポートできる体制、是非子供たちの声を聞き、本当に必要な支援の枠組み、実

務や運用に関して検討していただきたいです。一人でも多くの子供、若者が取りこぼされないよう、当事者を中心にして置きながら、皆さん議論をし続けていっていただきたいと思います。

以上で私の意見を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長（山田宏君） ありがとうございました。  
以上で参考人の御意見の陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

なお、質疑及び答弁は着席のままで結構でござります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○小川克巳君 参議院自民党の小川克巳でございました。

四人の参考人の皆様、様々な御意見ありがとうございました。仕組みをつくりていくことの難しさというのを改めて感じたところでござります。

その上で、何点か質問をさせていただきます。

まず、津崎参考人にお伺いいたします。

今回の改定で、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直して、新たな相談支援拠点としてこども家庭センターをつくるというふうなことが努力義務として出されておりますけれども、この改正によって、参考人が御指摘い

るいは生活空間軸の予防支援策が不十分だというふうなことの御指摘をいただいておりますけれども、ここら辺の、そうする仕組みの改正で御指摘いただいた課題が解決できるのかどうなのかといふう、その辺りの受け止めについていかがでしようか。

○参考人（津崎哲郎君） 今の御指摘でございました。すけれども、例えば、今回の目玉は児童福祉の分野と母子保健の分野を一つの総合的なこども家庭センターという形で統合する、加えて、これに民間のいろいろ事業創設を行い、民間とも合同の支援体制をつくるということです。

いわゆる公の児童福祉と母子保健とだけが合同して全て問題が解決するかというと、これは行政内部の連携とかノウハウの一体化というのが大きいんですけど、私は、今回は、そこは民間が具体的なサービスをメニュー化していくことで、実際のサービスの提供を一般家庭にできる、それを行政が積極的に取り込んでいくというのが今回は非常に大きい制度改革ではないかなというふうに考えていいところです。

よろしいでしょうか。

○小川克巳君 今回、市区町村に対してもサポートプランというとの作成が義務付けられているわけですけれども、その辺りのこととリンクさせていただきました、いわゆる早く関わる時間軸対策あ

○参考人（津崎哲郎君） 問題なのが、民間も含めた地域のそのサービスのつくり、それを組織化する力、いわゆるコミュニティーソーシャルワーカみたいな、そういうワーカーの能力が求められる。そうすると、相当その専門力を高めないとそういう組織化がやっぱりできないということになりますので、専門家の人材を各その市区町村にキープできるのかどうなのかというのが一番大きな課題のように考えてています。それがキープできればそういう実のある中身ができるし、そこが余り、不十分であれば形骸化してしまうという可能性があるんじゃないかというふうに思います。

○小川克巳君 ありがとうございます。

では、続いて、浜田参考人にお伺いいたします。

参考人の御意見では、いわゆる法的な司法審査に特化してお話をいただきましたけれども、非常に難しい問題だなど、御指摘もつともだというふうに私も思いました。

ただ、これまでのいわゆる相談所長にかなりの負担がやっぱり掛かっているところで、裏付けが欲しいということが多分あるんだと思いますけれども、今回、その司法審査という制度を入れることによって、そこら辺のその負担感というものは少し薄れるといいますか、救われる思いをしている所長さんもおられるんだろうなというふうに思いますが、かなりの問題点を指摘いただいたわけ

ですけれども、これは否定されているというふうには受け止めていないんですが、これをすなわち、どういうふうにしたらもつといい形になるのかなということをちょっとお伺いしたいと思います。

○参考人（浜田真樹君） 御質問ありがとうございます。

今委員御指摘の点は大変難しいところでございまして、やはり一時保護の開始直後に審査をしようとと思うと、どうしても短い時間で速やかな判断がなされなければならないと、これはもう避けて通れないところだと思います。

そういたしますと、この令状、今ある令状型を採用するというのは、その一つの方策としてやはり前向きに捉えるべきであろうというふうには考えます。もともと、ちょっと子供さんの意見とか、あとは親御さんの意見を直接裁判所に伝えることは必要なのではないかといったところは今後の課題として残るかなと思います。

もう一つ付け加えさせていただきますと、何かもうこれ気持ちの問題になっちゃう、半分ぐらいなつちやうんですけれども、裁判所のお墨付きがある方が業務がしやすい、親御さんへの説明がしやすいという現場の声は私も現に耳にしておりま

す。もつとも、最後にちょっと触れましたけれども、それが司法権に寄つかかり過ぎるようになるというのは、それは何か違うと思うんですよ。

児童福祉に関与する者の強い矜持を持つて専門性を高めていっていただきたいなど、そこは児童相談所に期待しているところでございます。

以上です。

○小川克巳君 ありがとうございます。

その上で児相の強化ということを御指摘いただいたんだと思いますけれども、ただ、児相の方々とお話ししていると、結構皆さん頑張っているだけれども、抱え込んでいる件数が多いということでおなことで、とても処理がし切れないということをおっしゃるんですね。

ですから、救いの手を差し伸べる側が救いの手を待っているというような状況もあって、何とかしなきやいけないなというふうに思うんですけども、先ほど御指摘いただいた、要するに時間が掛かり過ぎるというふうなことで、即座の対応ができるないんじやないかというふうなことも問題として御指摘いただきました。

この辺り、例えば司法審査に関わる手続をもう少し児相の中である程度その処理ができるような、何らかの方法論で短縮するということが考えられるのかどうかという点はいかがですか。

○参考人（浜田真樹君） ありがとうございます。

一番端的には、やはりその児童相談所の中の人たちがこういった法的手続に慣れていくください」とは必要。ただ、元々その法的なこと

をやつていらっしゃる方たちではないわけですか  
ら、そこにはおのずと限界があるうかと思います。

そういたしますと、その周辺的なところ、例え

ば、ちょっと書式の話に触れましたけれども、現  
場のワーカーさんが迷わずに一つ一つプロセスを  
進んでいけるような段取り、そういったものを、

例えば法律家が関わることであらかじめ準備をし  
ていくといったことも必要かなと思います。全国  
の児童相談所で弁護士との連携というのは進んで  
おりますので、そういった弁護士もその中の人間  
としてそこをお手伝いすることもできるかなと考  
えております。

以上です。

○小川克巳君 ありがとうございました。

では、続いて、橋本参考人にお尋ねをいたしま  
す。

虐待についてなんですかけれども、様々な背景が  
あつて一様には語れないというふうには思つてお  
ります。ただ、その中で、要するに、先ほどちょ  
っと畠山参考人もおっしゃっていましたが、いわ  
ゆる家庭、要するに家族、家庭、そこにに対する問  
題解決のプランニングがないというふうなことも  
御指摘いただいでおりますけれども、要するに、  
例えば母親の産前産後の心身両方の状態なんかで  
も随分変わってくるのかなというふうに思つてお  
りますけれども、そこに対するそのアプローチと

いいますか支援が手薄感が非常にあるんですけれ  
ども、その辺りについてちよつと御意見ございま  
したらお願ひします。

○参考人（橋本達昌君） 御指摘のとおり、この  
法案では産前産後の母親への支援について改善強  
化が図られているので、大いに期待したいなどは  
思っています。

なお、端的に言つて、この産前産後の母親への  
支援の成否は、母子保健行政に関する保健師が、  
乳児院や母子生活支援施設、児童家庭支援センタ  
ー、シェルターを運営しているNPOなどどうま  
く連携できるかどうか、これに懸かっているのか  
なというふうに思つています。専門委員会では親  
子丸ごと支援というふうな表現をして、親子を丸  
ごと支援していくことでも議論になりました。

以上です。

○森屋隆君 立憲民主党の森屋隆です。

参考人の皆さん、今日は本当にありがとうございます。  
まず初めに、津崎参考人と橋本参考人、両名の方

にお伺いをしたいと思います。

二年半以上に及ぶこのコロナ禍でテレワークも  
当然増えたんですけども、そういうたテレワー  
クの普及などによって家庭内のトラブルが大分増  
えただ。いいこともあつたんだと思うんですけども、一方でトラブルが増えて、DVだつたり虐  
待があつたり、そういうこともあつたと思いま  
す。そしてまた、コロナによつていろんなものが  
寸断されたといいますか、地域とのつながりもや  
っぱりなくなつたというふうに思つています。そ  
して、孤立化が増え、結果として児童の虐待相談、

等に関するアンケート調査、これ全国、世界でも

余りエビデンスが出ていないものですから、少し  
アンケート調査をやつているところなんですが  
後育児だとか、扶育の問題に関しても大きな影  
響を及ぼしていることが明らかになつてきつつか  
ります。ありがとうございました。

畠山参考人にもちよつとお伺いしたかつたんで  
すけれども、済みません、時間が来てしまいました  
ので、申し訳ありませんでした。

これで質問を終わります。ありがとうございます。  
した。

○小川克巳君 ありがとうございました。

以上です。

○小川克巳君 ありがとうございました。

今、その産前産後のいわゆるマイナートラブル  
等に関するアンケート調査、これ全国、世界でも

まあ虐待も実際に増えたんだと思つています。

そこで、二点伺いたいんですけれども、一点目については、今お話ししましたそのコロナ禍の緊急事態宣言などによつて、学校だとか保育園、休校、休園を始めとする、また様々な、先ほどお話をしていただきましたけれども、この官民のセーフティーネットが一時的に機能停止というか機能低下と/orいうか、そういうことがあつたと思うんですけれども、そのときの教訓からどのような対策が必要なのか、また今回の法改正でそこは当然カバーできているのかがあつたら伺いたいと思います。

二点目は、やはりこのコロナ禍で、そういう時期に育つたお子様、特にゼロ歳児から二歳児ぐらいまでがその発育に最重要と言われています。震災などがあつたときに生まれた子なども、その発育に少し障害があつたりとか自閉症になつたりとか、そういうことも聞きますけれども、そういういたケアが今の状況の中でできているのか、あるいは、なればこういったことが必要なのか、あれば伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○参考人（津崎哲郎君） まず一点目の、コロナの状況の中でセーフティーネットが十分機能しなかつたんではないか、これ、確かに課題のある家庭はどうまくつながらない。地域の支援員が訪問

するという対処をしましても、コロナだから来ないでほしいというふうに言わてしまつて行けない。場合によつては、子供食堂等が、そこへ何かいつも来てくれていたんですけど、それもまた何か開きにくいく、食事の提供とかですね。何か場合によつてはお弁当を作つて配るとか、いろんな工夫をされて。

要は、その家庭が孤立して外部から見えにくい状態になるというのは、特に課題の抱えていただいている家族ほどリスクが高くなりますので、何らかの方法で社会とつながるということを重点的に皆工夫をされているんですが、どうしてもそこが制約出ますので、子供がそのしわ寄せを受ける。さらには、保護者のその職種等によつては経済的にかなり不利な状態になつていて、それがもちろん場合によつたら子供の方にも影響を受ける、そういうことが散見されるという状態にあつたよう

うに思います。

ただ、児相等に聞きましたが、コロナで虐待が増えたかというふうに問われると、余りそれが顕著には見えないという言い方がどこの児相もされ

ら、それもやつぱり良くない影響というのは想定される。ただ、それがどんな形になつて現れてしているかというその証拠付けまではまだよつとよく分からぬ、そういう実態でござります。

○参考人（橋本達昌君） 御質問ありがとうございます。

コロナ禍でセーフティーネットが機能したかどうかという点ですけど、これ実務的に言わせていただくと、全国児童家庭支援センター協議会では、このタイミングで実は子どもの食緊急支援プロジェクトというのを実施しました。具体的にどういうことかというと、先ほど津崎参考人もありましたけど、子供食堂が閉鎖される、学校も行けない、じや、子供たち今それぞれのおうちでどうなつてあるんだろうということで、その心配な、要支援児童ですね、心配な子供たちのおうちに我々が直接、食を届ける。

先ほど、食を、いろんな相談來ないでというお話をあると言いましたけど、ドアノブに、レトルトのカレーとかスパゲッティとかを置いてドアノブに掛けてお渡しして、また電話を掛けて、今ドアノブにちょっと食事を持つていつて置いておいたけれども、お子さんどうですかというような話を。そういう工夫をして、何とかその御家庭とつながるという支援をやっていきました。

これ、実は、同時並行的に国の方も支援対象児

童等見守り強化事業というのを制度化されました。これも非常にそれなりに私は効果があつたんじやないかなと実は思っています。自治体数は少なかつたですけれども、やつた自治体はそれなりに効果があつたというふうに聞いています。

ここでの教訓ですけれども、やはり私は、やっぱり今回このコロナ禍の中で、相談支援、アウト

リーチがすごく大事だと。訪問していく、困つていることあつたら来なさいじやなくて、我々がそのうちに訪ねていく、こういうことすごく必要。そのアウトリーチに際しては、食支援が伴うとより効果的だというところが実務的に私はすごく実感したところです。

あわせて、子供への影響と、二点目ですね、子

供への影響というところですが、これは、私もドクターでないので実はそうそう軽々なことは言えないなというふうに思っていますが、児童養護施設を運営していて子供たちと接していく一つ思うことがあって、この二年半で、みんなマスクが外せなくなりました。外すのが恥ずかしい、何か、外してしやべるのが、あるいは外して友達と会うのが嫌だというふうになって、何かちょっと変わってきたなというのは実は率直な思いです。

お答えになつているかどうかちょっと分かりませんけれども、以上です。

○森屋隆君 ありがとうございます。

次に、ハタケヤマ参考人にお聞きをしたいと思ひます。

ハタケヤマ参考人は……（発言する者あり）あつ、ハタヤマ、畠山参考人。済みません。

畠山参考人にお伺いしたいと思います。

畠山参考人、自らの生い立ちをお話をいただい

て、そして、血のつながりは関係なく、私たちはたくさん、私にはたくさんの家族がいますと、こういうふうにお話をされています。一方では、高校のときに、証明書や領収書、あるいは友達がファミリーホーム等々のそういう施設をなかなか知らないで、そういう説明に、一々一々説明することに戸惑いもあつたというふうにおっしゃつていました。

そして、子供は社会全体で守り育てるという、そういうことがしつかりできていけばいいと思うんですけども、先ほどお話にあつたように、まだ日本はその家庭というところに重きが当然ありますし、それも悪いわけではないんですけども、そういう概念が強いように思います。

この間の経験の中で、先ほども少しお話があつたと思うんですけども、自立してからがやはりまた大変だというふうなこともあつたと思います。

日本では何が足りないんでしょう。

○参考人（畠山麗衣君） 御質問ありがとうございます。

お答えになつているかどうか分かりません。

○森屋隆君 ありがとうございます。

何が足りないのか。やはり、そうですね、私たちケアリーバーは、やはり社会的養護を離れるときにおいて、やはり家族基盤が希薄、経済的な基盤が希薄、本当、不利や困難が同時に降り注ぐんですね。そうしたときに、自分の置かれている状況つてなかなか整理しづらいんですけども、そうしたときにやはりヘルプを求めにくかつたりするんですね。

それが、先ほど橋本参考人がおっしゃっていた、やっぱり自分から相談に行くということは本当にすごく大変で、自分が困った人にならないと相談を受けれなかつたりとか、しんどいことを一生懸命表現しなければ支援を受けれれない、また支援を受けに行くと支援対象者になつてしまつので、私たちこれまで支援を受けてきたのにまた受けないといけないのかというような、いろんな葛藤が生まれるんですね。なので、そういう相談先ではなくて、やはり家族基盤を持たない若者にとつては、何か困る前に、あつ、これつてどうしたらいいのかなとか、日常生活レベルですね、何か聞けるような場所が、実家機能じやないですけれども、そういう場所が社会的養護自立支援拠点事業に期待できるところではないかななどいうふうには感じています。

この間の経験の中で、先ほども少しお話があつたと思うんですけども、自立してからがやはりまた大変だというふうなこともあつたと思います。

日本では何が足りないんでしょうか。

浜田参考人、済みません、時間が来ましたので、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○山本香苗君 四名の参考人の先生方、今日は大変貴重なお話を聞かせていただきまして本当にありがとうございました。

まず最初に、津崎先生と橋本先生にお伺いしたいと思うんですが、私も従前より津崎先生から、とにかくこの地域、地域のこのネットワークによる家庭支援の充実って物すごく大事だという話を様々お伺いしてきて、何とか今回の法改正でちゃんと取つかかりができたかなと思ってるんですけど、要対協が、もう本当に進行管理ばかりやつてているような見守りが一般的と先生書いていただいてるよう、これではいかぬ、ここを変えなきやいけない、活性化しなきやいけないと思っているんですけど、両先生の、何か方策として御示唆いただければと思います。

○参考人（津崎哲郎君） 今御指摘いただいたとおり、要対協は、とにかく件数が物すごく多いんですね。私も実は大阪市の要対協、幾つかアドバイザーで出ているんですけど、一ケースに掛かる時間、一、二分なんですよ。相当慣れた者がぱぱぱっと見ていかないと、これは個別のケース会議がまた必要だと、これはこうすべきだというの

を判断できない。判断できる人がいるかいうたら、いないんですよ。

大阪市の場合は、二十四区に我々の虐待防止協会が登録した二十名ちょっとぐらいの専門家を派遣してその機能を補充しているという、そういう状態なんですね。先ほどちょっと事例で申し上げました西成区だけがそれを中学校校区でやっていまして、六校あるんですけど、月六回やっている。ほかの行政区は月一回なんですね。六倍やっています、そしてそこに民間がみんな入つてると、課題が多い区ではあるのに、そこはほとんど死亡事例起きない。そういう形の、やっぱり民間がかなりもう、行政で任せてしまふんじゃなくて、一体になつて地域のサポートづくりをされる、そういう形が多分どこの地域にも求められる。

今回の、だから、法改正の意図が多分そういう形だと思うんですが、それが、だから実効性のあるものとして実践できる、そういうことが一番これから必要ではないかなというふうにちょっと思つうところです。

以上です。

○参考人（山本香苗君） ありがとうございます。

本当に、活性化するに当たって、本当に民間の方々がちゃんと入つてているという要対協にしなきやいけないとと思うんですけれども、結構、そういうふうに見直せと言われても、そういう団体いませんとかいうような自治体がいっぱいいます。コロナ禍においても、先ほど橋本先生が御紹介いた

具体的に言うと、やる気とエネルギーにあふれた民間支援団体の参画がこれから私は不可欠なんじやないかなと思つてます。

た民間支援団体の参画がこれから私は不可欠なんじやないかなと思つてます。

○参考人（橋本達昌君） 御質問ありがとうございます。

私が第一点お話しさせてもらいたいと思います。まず、要対協の形骸化、マンネリ化を防ぐには、まず一点目ですけれども、会議の持ち方ですね、

うこと、本当にここを何とかしていかなくちゃいけないと思っているんですが。

そこで、ちょっと橋本先生に御紹介いただきたいと思うんですけど、私は、越前市でやっている

もうう、そういうところとパートナーシップで一緒に仕事をやっていくということが必要なんだろ

うなと思っているところです。

○山本香苗君 ありがとうございます。

官と民と市民の有機的な連携ってこの越前自立支援協議会だと思うんですね。ちょっと成り立ちと取組をコンパクトに御説明いただけますでしょうか。いい事例として勧めていきたいと思います。

○参考人（橋本達昌君） ありがとうございます。

私の社会福祉法人越前自立支援協会ですけれども、これ、実は今から十数年前に、市立の児童養護施設が大幅な赤字経営が続いているので、施設を廃止して入所している子供たちを県内の各施設に分散しようという動きが市議会で発生したんですね。そのときに、それは駄目だろうということ

で、里親や障害児の保護者の方、町づくりや子育て支援系NPOの活動家の方、市の職員など市民有志が集まって、市民活動の乗りで基本金を集め

て、この社会福祉法人を創設して児童養護施設の運営を始めました。そんな生い立ちで、市民や市の職員との結び付き、連携力がとても強いというふうに思っています。

御指摘のように、やっぱり民間も、民間なら何でもいいということじやなくて、やっぱり民間自身に自主性や民主性、それから公共性や公開性、こういうものをしっかりと持つていてる民間に育つて

ためには、どういう機能、事業として期待されているのかということが必要なんだと思います。

でどうか。

○参考人（畠山麗衣君） ありがとうございます。

やはり生活が不安定なケアリーバーは本当に多くありますので、そういった部分では、何か緊急的に避難できるような居住支援を行えるような仕組みというのはまず一番重要な要素かなと

思う一方で、やはり一般的な行政の窓口につながりづらいというのは、自分自身のことを話しても分かつもらえないんじやないかと思うところが根本的に持つていてる子たちも多くいますので、そういうふたところでは、先ほど橋本参考人も言つたように、ピアという関わりを持つようなピアセンターを配置するというのは、すぐ子供たちが入口、そこセンターエントリーに入つてきやすくなるといふか、同じような経験した先輩がいるんだなと思うとすぐアクセスしやすくなつてくると思うんですね。

米国でもそういう取組があつて、やはりいった子供、ユースたちが退所後に行けるようなユースセンターの中にはピアという役割がしっかりと配置されていますので、子供たちがいかにアクセスしやすくなるかをしっかりと検討していただきたいんですけども、そういうったときには、私も

そうですけれども、当事者の声をしっかりと反映し

て、どうやつたらアクセスしやすいかなというのを、インケアにいる子たちも含め、出た子の声もしっかり聞いていただきたいなと思います。

○山本香苗君 ありがとうございます。

まさしく、施設にいるときから私はつながれるような仕組みに是非したいなと思っております。

浜田先生、大変申し訳ありません。同窓でございまして、いつでも大阪でまたしつかり聞かせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○田村まみ君 国民民主党・新緑風会の田村まみです。

本日は、四名の参考人の先生方、本当にありがとうございます。

どうぞ、全てしつかりと受け止めて、今

後の審議にも生かしていくかというふうに思ひます。

私の方からは、まず初めに、先ほど質問がなかつた浜田参考人の方に、では聞かせていただきましたといふふうに思ひます。

様々、改正法案の法文も用いてきめ細やかな御示唆をいただきました。一つずつ私も今後の法案審議で確認していきたいというふうに思います。それとは別で、先ほども質問にありましたけれども、やはりその事務負担だつたり、専門的な知識が必要となつていく今後の一時保護の対応だつ

たり、司法審査に向けてと/or>うところで、現場から

いう声がたくさん私の下にも届いています。もちろん連携できる弁護士さんが見付かればいいんですけども、なかなかこの仕事も難しい仕事ですし、様々なお考の弁護士さんもいらっしゃるの

で、そう簡単に適正な人が、適切な方が見付かるというわけにもいかないと思います。

その上で、今日、書類の整備だつたりとかオンラインで活用して申請を簡素化するみたいな御提案いただきましたけれども、こういうことが進む

中で、その事務的な作業みたいなことを業務分担できるというような可能性が少し見えてきたよ

な気がしています。

私、次回の質問のときに、いわゆる医療現場での医師不足や看護師不足の中で、いわゆる医療クラークというふうに呼んだりとか、処方箋の業務等での業務分担できるような事務みたいなことを今進めていますけれども、その辺りについての可

能性だつたり、どのような人材、資格をすぐつく

るとなるとやっぱりまた議論が増えてくるので、先ほどの御提案あつた簡素化も含めて、どういう

ことをすればどんな人たちでもその事務負担を分担できるかというところを、もう少し詳しくお願

いできればと思います。

○参考人（浜田真樹君） 御質問ありがとうございます。

います。

今委員御指摘の件ですけれども、まず一つ申し上げたいことは、弁護士もここに関わるべきだと

は思うものの、例えば弁護士がこの一時保護状の請求とか、それの直接書面を作るという枠組みで

はきっと回らないのだろうなと思います。原因は、今委員御指摘のとおり、どこにでもいるわけでは

ないというのと、人材が十分とは限らないという

ことでござります。

そういたしますと、もっとも、とはいえた数が増える中でということになりますと、今医療クラークのお話ございましたけれども、例えば、裁判所には裁判所書記官や裁判所事務官という存在がございます。法律事務所も、事務所によつてはい

わゆるパラリーガルさんという人がいたりします。今後の件数の推移、特に多い自治体、多い児童相談所においては、そのような特にその事務的な書類作成係、係と申しますか、特にこの法律対応係

みたいなこと、これは必ずしもその法曹資格は必要ないとは思いますが、そういう方を、

専従にするかどうかはさておくことながら、その各児童相談所でそういうた、その専門と申しますか、それを中心的になさる人材というのがこれ

から必要になつてくるのではないかなと思います。私ども弁護士は、むしろ、そこの現場というよりは、その制度とか児童相談所全体の事務回りを

見るような立場の仕事の方がよいのではないかと、このように考えております。  
以上です。

○田村まみ君 ありがとうございます。

整備しなければいけない点はありますけれども、このコロナ禍の中でテレワークだつたり在宅ワークということが進んでくる中で、その自治体にいなきやできないことでもないというふうに位置付けられる仕事にもなってくるというふうに私も思っていますので、様々な人たちが活躍できる場をつくるときにもいい活用の仕方があればと思つて、また今後検討していきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、畠山参考人の方に伺いたいと思います。  
先ほど御挨拶したら、優しくお願ひしますといふふうにお願いをされてしまいました。優しくなかつたら言つてください。

今日私が聞きたいのは、実は午前中に内閣委員

会と厚生労働委員会でこども家庭庁の創設についての質疑を私やつてまいりました。その中で、直接受そのこども庁、こども家庭庁を創設することには関係するわけではないけれども、この今回の厚生労働省の方の審議の中で聞きたいなと思っていたのが、乳児院と児童養護施設のそこの措置変更のところ、そこがまた一つの、何でしょう、

心の切離しというか、これまで育ててくれた職員の方からまた児童養護施設に移っていく里親のところに行く、様々な家庭に戻っていくと、いうような先があるかもしれませんけれども、そのその別れるというところを少しでも減らした方がいいのではないかということが当事者の近い方から実はお声としていただいておりました。とはい、一番乳児院にいる子たちというのはその声をアドボケートできない年齢、なかなか難しい年齢だというふうに思いますので、是非その経験されている畠山参考人の方から、もし御記憶なかつたとしてもとか、今携わっている人たちからの中の声で、その乳児院から児童養護施設や里親家庭に戻っていくというところで、なくせるとすれば乳児院と児童養護施設のところを統合していくというのは一つの手段かなというふうに思つていますので、その辺りについての、何でしよう、御経験上の見解を述べていただきたいなというふうに思います。

○参考人（畠山麗衣君） ありがとうございます。  
すく難しい質問かなと思うんですけども、私自身も乳児院から児童養護施設に措置変更された経験はありますけれども、本当に同じ法人の中で同じ職員さんが同じ敷地の中ではいるというところでは安全性は、安心というのもあったのかなと思いますけれども、私が関わらせていただいている

方の中には、やはり乳児院から御家庭に帰ったり、乳児院から児童養護施設に入った方、で、また児童養護施設から家庭復帰されて、また家庭復帰した後に児童養護施設に戻つていつたりという方もいらっしゃって、そうしたときにやっぱり環境と人とというのがすごく分断され続けるんですね。そうしたときにそういう若者が語る言葉としては、自分たちの過去がなかなか語れないとか、自分は誰が育ててくれて、どこで育つたのかというものが分からなくなるという言葉があつたんですね。

そういうつたところでは、本当に今御指摘いただいたように、分断されることによって子供たちの生活であつたり過去の記憶というのがかなり不安定になる部分はありますので、乳児院と児童養護施設を切り離すべきかどうかというの私は回答できなんですが、子供たちの生活において分断されたところをどうやって紡いでいくかという方法として今ライフストーリーワークが行われてたりしますので、そういう子供たちの心のケアというところもしっかり行つていただきたいなというふうには思つています。

○田村まみ君 それぞれの年齢に応じたケアも必要ですので、単純に統合すればいいという問題でないというのも受け止めさせていただいてい

ます。やっぱり、その子供たちの心が引き裂かれないようにというようなことにしつかり注力していきたいなというふうに今お伺いしました。

そして、もう一点、先ほど来、津崎参考人、橋本参考人から、やっぱり民間との連携、というところは度々口にされていらっしゃいます。その中で、

今日、これも午前中に聞いたんですけども、民生委員と児童委員というのが今まで両方兼務という形で統合されていたんですけど、こども家庭庁となつたときに、児童委員の所掌、ということがこども家庭庁に移る部分もあるということで、現場としてはどういうふうになるんだろう、という疑問からお声いただいております。

そういう中で、民間という言葉がずっと出続けていたんですが、既に地域にいる、見守りをされているその児童委員の皆様に対しての今日の主題においてどのようなことを期待されていらっしゃるかというところを、お二人、津崎参考人、橋本参考人からお伺いできればと思います。

○参考人（津崎哲郎君） 民生委員、特に主任児童委員さん、最近、子供を専門にやつていただくる主任児童委員さんは、ちよつと年齢が若い人になつているんですね。要対協なんかで実務者会議に入つてないところがあるんですね。入つていますと、地域のことをかなり御存じですね。あつ、あのお

母さんならちゃんとこういう形でよく知つていませんよというね。だから、そういう人をやっぱり積み重ねたいなというふうに今お伺いしました。

極的に公のその要対協の会議なんかに入つてもらって、民間の立場で活動していただくというのが非常に重要なと思うんです。

多くの自治体は、民間の人が入つてきたときに、守秘義務がうまく守れないんぢやうかと。児童委員さんというのは、いい人もいれば、ちょっと課題のある人もいて、どういう人になるのかということを、役所的発想になると、何でもかんでも個人情報をそこへ伝えていいのかという、そういう戸惑いもあるんですね。民間とうまく連携できないというのは、割と守秘義務を気にされている方がいるので、それを気にすると公だけのメンバーで集まる、ということになつて、一歩踏み出せないですから。

そういう中で、民間という言葉がずっと出続けているんで、それを気にすると公だけのメンバーで集まる、ということになつて、一歩踏み出せないですから。

○田村まみ君 以上です。

○梅村聰君 日本維新の会の梅村聰です。

今日、四人の参考人の皆様、誠にありがとうございました。

早速ですが、まず浜田参考人にお聞きしたいと思いませんが、今日、資料を作つていただきまして、これ、いわゆる一時保護に関する親権者等が同意ができなかつた場合の司法審査の導入についてなんですか？ なぜこの制度を入れるか、いわゆる親権者ができないですから、やっぱり民間の人ともいろいろな形で入つていただいて一緒にするということがこれからの方針として極めて重要だというふうに考えております。

○委員長（山田宏君） ちよつと時間が過ぎておきますので、簡潔にお願いします。

○参考人（橋本達昌君） はい。

いろいろところで私ちょっと発言させてもらつて、いろいろなところで、私たちみたいな民間の支援機関は支援のプロ、民生委員さんとか主任児童委員さんとかは地域のプロ、この支援のプロと地域のプロが一緒になつて関わつていくことで、私はより良い支援ができるんじゃないかなというふうに思つところです。

以上です。

しますと言われたら、何かいいことだというふうに頭がフリーズしてしまふんですけど、本来だったら、こういう価値が新たに生まれるからこの制度を入れるんだという、ここ的根本がないと、何のためにこれを入れるのかというところがあると思ひますので、これ、改めて、今言われている公平性とか透明性以外にどういうメリットがあるのかということを少し、思い付くというか、論点としてあれば教えていただきたいと思います。

○参考人（浜田真樹君） 御質問ありがとうございます。

委員御指摘の点は私も大変気になつておりますて、大きな意味で申しますと、いわゆる行政権の作用について、その行政が暴走をしないように、そのチェックをすべき立場としては司法だということが言えようかと思います。いわゆる国の権力の分立というやつで、その行政作用に対するチェック機能を果たすものとしての司法権という存在が元々ございますので、そこの一番大枠のところで今回の制度は説明ができるのかなというふうに思います。

ただ、ですので、その公平性とかその透明性とか、今までの報告書等でもいろいろ語られているところがありますので、そういう意味でいいますと、そこは実は二番目の問題で、今一番大枠の

ところで申し上げた、その行政に対するチェックというものが一番大本で必要なところであろうかなというふうに理解をしております。

○梅村聰君 ありがとうございます。ですから、役所というか行政をしつかり第三者がチェックするということだと思いますが。

そうしますと、先生がいただいたこの資料の十ページで、その暴走とは何かというと、親権者が、親権者等が拒否をしているのに保護するというのは暴走ではないかという、こういう考え方だとうんですが、そうすると、子供さんが拒否しているものを保護するというのも、暴走と言うかどうか分かりませんが、一定の暴走ではないかなと思うんですけど、これに関しては、今回、先生は引き続き検討すべきではないかという文章で終わっているんですけども、そうしますと、このチェックというものはどのように整理ができるのかと、これもちょっと教えていただきたいと思います。

○参考人（浜田真樹君） ありがとうございます。

暴走、現状が暴走だというふうには実は私、余り思つておりませんけれども、暴走に至ると困るのでそのような枠組みがはめてあるのだということがあります。

それは、ちょっと抽象的な話になつてしまいま

すけれども、よく語られていくとおり、子供がどこに住むのか、誰と生活するのかといった自由を制約するもので、それというのは、時と場合によつては暴走、当たり前ですけれども、その

子供さんの意向に反することがございます。同様に、親権者の御意向に反することもございます。もつとも、児童相談所が行つてゐる児童、いや、供さんを今緊急に保護することが大切だ、そこであっても一遍離れてもらつて調査することがとても大切だという観点の下に行つてゐるわけです。

ただ、そこが、繰り返しになりますけれども、児童相談所の、何というのかな、余りに一方的な思い込みになつては、それではその権利を害する。もちろん、権利を害することそのものは、変な話、その制度に内在もうしてゐるものだと思ひますが、それが、繰り返しますが、行き過ぎないようなチェックが必要だということにならうかと思ひます。

○梅村聰君 ありがとうございます。私の中では頭が整理できましたので、また次の審議に生かしていきたいなというふうに思つております。

それでは次、津崎参考人にお伺いをしたいんでですが、私も関西地方が地盤になるんですけど、よくニュース等で、ちょっとニュースの言葉で言えば誤認保護という言い方をされることがあるんで

すけれども、いわゆるそのいろいろなレアなケースの中でも、親権者の方が、本来は虐待がなかつたんだけれども、現実的には引き離されて会えなくなつていてるということで、これ行政訴訟になつたりですね。

厚生労働省にもこのこと私、一回ヒアリングしましたことがあるんですけども、それは訴訟になつて初めて誤認、誤認だという言い方をするわけであつて、別に一般的にはそういうものはないんだけどいうふうに言われておるんですが、これは現実的に業務というかお仕事の中で起こり得るものなのかどうか。この辺は少し、私現場のこと分からないので、こういう報道がありましたので、ちょっと教えていただきたいと思います。

○参考人（津崎哲郎君） そこが、今流れがありまして、特に揺さぶられ症候群つてありますね、外傷はないんだけれども脳内で出血をしているとか眼底出血しているとか。あれが、従来は小児医療の分野では、そういう揺さぶられることによつて外傷がない形で脳内出血が起つて。それはやっぱり誰かがそういうことをしている、まあ意図的なのか意図的でないのか、両方ありますけれども、そういうことをしているということで、やっぱり子供は保護が必要であるというふうな形の特に小児医療なんかの見解があつて、医師が判断して、これは自然には起こらない、何らかの人為的なも

のがやつぱり働いていると、普通そういうケースは病院から連絡入つて保護する。

ところが、保護者の方は、いや、心当たりがない、知らないということを通されたときに、客観

的に誰がしたかしていないかというのは家庭内のことでは分かりませんので、もししたということになれば、どういう状況で誰がしたとすることも説明しないといけない。ところが、していない、分からぬといふうに通さると、偶發的などとで起つた可能性もあるということで、それが全部無罪になるという流れが今できていまして、結果的に、無罪になつたじやないかということで、誤認の保護だつたんじやないかというものが今出てきています。

○参考人（橋本達昌君） 御質問ありがとうございます。

外国人のところ、越前市は実は人口の5%が今外国籍の家族のことなので、外国籍の子供たちの課題つて今いっぱい上がつてゐるんですけど、今回、児童福祉法の改正で、あるいは新たな制度メニューの中で、出てきたメニューの中でどう解決するかということに挑んでいきたいなというふうに思つてゐるところです。

○梅村聰君 ありがとうございます。

畠山参考人、ちょっと質問ができないなかつたんでが今求められているのかなという状況ですね。

○梅村聰君 その課題というのは私もよくお聞かせいただいて、その司法審査の話と今回つながつていますけど、やっぱりそこが、司法の世界のや

り方と現実的に起つてることとのそこといふのが、やつぱりそこが非常に僕は難しいんじやないかなというふうに感じております。ありがとうございます。

それでは、ちょっと、あとお二方行きたいんですけれども、もう一問しかできませんので、橋本参考人にお伺いしたいと思いますが、今回いただいた資料の中に外国人の生活困難ケースというお話をありましたけど、これ、具体的には、何か拡充をしてほしいというか、そういう特別なメニューというのは具体的にどういうものがあるのか、もしあれば教えていただきたいと思います。

○参考人（橋本達昌君） ありがとうございます。

り方と現実的に起つてることとのそこといふのが、やつぱりそこが非常に僕は難しいんじやないかなというふうに感じております。ありがとうございます。

終わります。

○倉林明子君 日本共産党の倉林です。

今日は、四人の参考人の皆さん、本当に貴重な意見をありがとうございました。

それでは、梅村委員の続きで、畠山さんからお聞きさせていただきたいと思います。

インケアのところでお話があつたように、子供の意見を、子供の意見の表明権を保障するということがいかに難しいのかということをお聞きしていくて思つたんですね。

アドボケートが努力義務になつていて、このことについても御指摘ありました。このアドボケートの義務化していくという方向は必要だと思うんですけど、求められる役割ですよね。日常生活の中で繰り返し話を聞くという機会が大事だという御指摘もありました。

どういうアドボケートというのが子供の意見をしっかりと表明させる、表明することが役割發揮で起きるのかというところで、もう少しイメージを聞かせていただければと思います。

○参考人（畠山麗衣君） ありがとうございます。

今アドボケートが検討されている中で、よく施設の中に今第三者の方で皆さんの話を聞いてくれますよというようなチラシが貼られていたりすることがあるんですね。何か困ったことがあればこの人たちを呼んでくださいというようなものがあ

るんですけども、呼ばないですよね、自分自身で。もし呼ぶと、何かこの子言うんかなというふうに大人に見られたりとか、ほかの子供たちの目線を気にして、視線を気にして、あの子何か今から

は言いに行きにくい、呼びにくいですし、やっぱりそれは活用は進まないと思うんですね。現在も、なかなかそこにアクセスしていく子供たちといふのは少ないと思うんです。

なので、やはり日常的に、定期的にアドボケートの方が通つていただく、子供たちが呼ばなくとも来てくれる、みんながみんなちゃんと話を聞いてもらえる機会を、自分、困った人が、その子たちが私ちょっと話ししたいんだと言つてしまふと、やっぱり行けない子たちが出てくるので、みんながみんな話を聞いてもらえるような機会の提供であつたりとかを是非していただきたいなどいふには思いますけれども。

やはり、困つたことを聞くではなくて、日常レベルで、今こんなことが起きているんだよという

ようなことがあります。自分のケアに直接関わらない安全を担保できるのではないかなというふうに感じます。

○倉林明子君 ありがとうございます。

津崎参考人に伺いたいと思います。

今日お触れにはならなかつたんです、お触れにはならなかつたんですけれども、里親のことで、御自身も里親をされたということで資料を読ませていただきたんですけれど、前回ですか、法改正、前々回か、法改正のときに、里親制度を本当に展開していくんだというような勢いで目標も作ったわけですけれども、現状と課題ということでいうとどういうことをお感じなのか、教えていただきたいと思います。

○参考人（津崎哲郎君） 理念からいようと、施設という集団生活よりは、個々の家庭が保障されて、そこで子供が育つというのがいいように思うんです。

ただ、私も里親して、今もう二十六になりますけど、やっぱり途中から子供を引き取つて家庭で自分の実子と一緒に育てる、それなりの難しさがありまして、私の子も途中で高校も中退になつてしまつたりとか糺余曲折がありました。

だから、理念はその方がいいんですけど、それ

を数字的に増やすためにどんどん難しい子も里親家庭で委託したらしいんだという単純にはいかない。下手すると失敗する。失敗しますと、施設でうまくいかないより傷つきが大きいんです。里親も傷つくし、子供も傷つく。欧米の委託率高いところは、もう転々としている子供がいると。そうすると、もう傷つき体験を追体験をさせる。

そうなつたら、やっぱり数字だけ目標追つて結果的にはまずいというのは良くないから、やっぱり安定した里親に子供が委託できる、そのためには、ほんならどういうケースのときに不調になっているのかということをもうちょっととしつかりデータを調べて、事前にそういううまくいかない要素を少なくしていく。そういう取組もないと、ただ数字の目標だけでというのは難しいのではないかという感じています。

○倉林明子君 ありがとうございます。

次に、橋本参考人にお願いします。

市町村の役割がすごく大きくなつていて、市町村は自治体間格差がこの現場でもすごく広がっているという実感で、それが是正されていく方向に向けばいいんですけど、大きいのは、やっぱりその財政措置、財政的な裏付けだとも思つているんですね。

特に人的体制の部分で専門性が物すごく求められている、市町村にもですね。ところが、会計年

度任用職員というのが多様に相談員の分野にも入ってきているというようなところで、その辺りの現状と課題、改善した方がいいよという御提案いただけたらと思います。

○参考人（橋本達昌君） 御質問ありがとうございます。

まさに、会計年度職員、それから非常勤も、十五分ぐらいの時間が短いだけで非常勤職員だということで、そういう枠組みの中で雇われている人が、市町村の場合、特に家庭相談員とか女性相談員、そういう方が非常に多いという現実、もう間違いくなくあると思います。そういう人たちの労働条件ですね、これをしつかりと良くしていくということは、もう市町村の相談体制をしつかりつくつていく上ですごく大事。

それから同時に、やはり民間の地元にある児童養護施設とか乳児院とか児童家庭支援センターとか、そういうところの民間の人にも一緒になつて支援に関わつてもらうという姿勢ですよね。児童相談所も抱え込みとよく言いますけど、市町村もある意味抱え込みをするところがあるんですね。その辺の改善が今回の法改正で進んでいくといふなというふうに思うところです。

以上です。

○倉林明子君 ありがとうございます。

最後、浜田参考人に一つだけ。

四ページ、いただいた資料のところで、私、御指摘、本当にそうだと思って、現状の一時保護が後退してはならないと繰り返し御指摘ありました。今回、その審査、司法審査を入れるということでおっしゃることが起こらないようにということは前提にした上で、ここで指摘されている裁判所は明らかに必要がないと考えるケースが具体的にどういうことが想定されるか、教えてください。

○参考人（浜田真樹君） 御質問ありがとうございます。

今委員御指摘の点なんですけれども、そこが私もよく分からぬといったところです。こここのページの、資料のこここのページに書きましたのは、その法律の条文を読んでいくところの場面があり得るよねと、裁判官が明らかに必要がないと考えたらこうなるよねというふうに操作すると言める。もっとも、私の中では、果たしてそれは一体どういったケースなのであろうかと考えると、率直に申し上げてよく分からぬかと考えるところがござります。

そうだとするならば、普通に考えますと、今児童相談所でやつてているような一時保護というのは、この改正法の下でもう従前どおりにできる、裁判所の審査はちゃんと通るということが想定されま

すし、私はそうあるべきだと思つております。

ただ、ちょっとそこが、もし、ちょっととこんな

ことを言うとあれですけれども、裁判所にちよつと何らかの誤解か何か、一時保護の目的とか機能について何らかの誤解でも生じて、いやいや、この必要性ないじやんかみたいな判断がなされてしまうと、それは子供の保護の観点から極めて重大な問題たり得るのではないかなと危惧するところでございます。

以上です。

○倉林明子君 ありがとうございます。

終わります。

○委員長（山田宏君） 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様に一言御礼申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。（拍手）

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二分散会